

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	大津市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/myn/1424825068588.html

執行機関名 大津市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大津市医療費助成条例による医療費の助成に準じて実施する後期高齢者医療の被保険者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第13の項 大津市医療費助成条例による医療費の助成に準じて実施する後期高齢者医療の被保険者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律129号)第1条	大津市重度心身障害老人等福祉助成費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> に対し、その <u>生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉をを図ることを目的とする。</u>	第1条 この要綱は、 <u>重度心身障害老人、母子家庭及び父子家庭の児童を扶養する老人並びに重度精神障害老人</u> に対し、 <u>保険医療機関に支払う一部負担金に相当する額(以下「福祉助成費」という。)</u> を助成することにより、これらの者の <u>保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		大津市重度心身障害老人等福祉助成費支給要綱